

# ○国立大学法人埼玉大学学科長に関する規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第108号

改正 平成18. 4. 1 18規則45 平成20. 4. 1 20規則32  
平成27. 3. 20 26規則108 平成30. 3. 15 29規則28  
令和4. 3. 17 3規則51

(設置)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学学則第19条の規定に基づき、別表に定める学科に、学科長を置く。

2 前項の学科長は、理学部にあつては、当該学科に対応する理工学研究科博士前期課程のプログラム長（以下「プログラム長」という。）をもって充て、工学部にあつては、理工学研究科長が指名するプログラム長をもって充てる。

(職務)

**第2条** 学科長は、全学の方針・学部運営方針に基づき、学科の運営に係る事項を処理する。

(任期)

**第3条** 学科長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、学科長に欠員が生じた場合の補欠の学科長の任期は、前任者の残任期間とする。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18. 4. 1 18規則45）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20. 4. 1 20規則32）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27. 3. 20 26規則108）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30. 3. 15 29規則28）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4. 3. 17 3規則51）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

学 部	学 科
理 学 部	数学科 物理学科 基礎化学科 分子生物学科 生体制御学科
工 学 部	機械工学・システムデザイン学科 電気電子物理工学科 情報工学科 応用化学科 環境社会デザイン学科